

高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和7年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月17日

高島市監査委員 日爪 泰則

高島市監査委員 澤本 長俊

1. 監査の期間

令和7年8月18日から令和8年2月16日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和7年10月17日	商工観光部	観光振興課、商工振興課	市役所本館1階 会議室2
	環境部	環境センター、環境政策課、環境センター建設課、MICSセンター	
令和7年10月20日	市民生活部	市民課、人権施策課、保険年金課、市民協働課	市役所本館1階 会議室2
		マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室	
	会計課		
令和7年10月21日	子ども未来部	子育て政策課、幼児保育課、児童発達支援センター、こども家庭センター	市役所新館3階 会議室7
		マキノ東こども園	マキノ東こども園
令和7年11月17日	消防本部		消防本部会議室
	政策部	情報政策課、総合戦略課、企画広報課、秘書課	市役所本館1階 会議室2
危機管理局		防災課、原子力防災対策室	
令和7年11月19日	議会事務局		市役所本館1階 会議室2
	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、社会教育課、地域教育連携室、各公民館、文化ホール、文化財課、中江藤樹・たかしまミュージアム、図書館	
令和7年11月20日	教育委員会事務局 教育指導部	学校教育課、学事施設課、教育支援センタースマイル、教育相談・課題対応室、教育研究所、学校給食課、各学校給食センター	市役所本館1階 会議室2
	小学校	マキノ西小学校、新旭北小学校	マキノ西小学校会議室 新旭北小学校会議室
令和7年12月16日	健康福祉部	健康推進課、社会福祉課、くらし連携支援室、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課	市役所新館2階 会議室4

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所	
令和7年12月22日	陽光の里管理部	陽光の里	市民病院3階 会議室	
	市民病院事務部	市民病院		
	在宅療養支援部	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	
令和7年12月24日	総務部	税務局	納税課、税務課	市役所本館1階 会議室2
		行財政管理局	財政課、行政管理課	
		契約検査課、人事課、総務課		
選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局				
令和8年1月21日	農業委員会事務局		市役所新館3階 会議室9	
	農林水産部	農業政策課、森林水産課、農村整備課、ほ場整備推進室		
	教育委員会事務局 スポーツ振興部	市民スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進課		
令和8年1月26日	都市整備部	土木課、国県事業対策課、都市政策課、上下水道課	市役所本館1階 会議室2	

3. 監査の範囲

前年度の定期監査の基準日から今年度の定期監査の基準日までの1年間の財務に関する事務の執行等について監査を実施した。

ただし、補助金交付状況調に関しては、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）すべてを監査対象とした。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 補助金等の適正な執行について
- (2) 随意契約、変更契約理由の妥当性について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ東小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭南小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校
子ども未来部	マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、大師山さくら園、静里なのはな園、マキノ児童館

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調

- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
 - 5 補助金交付状況調
 - 6 負担金交付状況調
 - 7 過年度収入の処理状況調
 - 8 各種団体等事務取扱調
 - 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
- 11 前年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
(定期監査・財政援助団体等監査・行政監査・随時監査)
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈小中学校には次の資料を追加〉

- 学年別学級数・児童生徒数
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、以下の事項については、個別に改善が必要と考えられるため、適切な措置を講じられたい。

また、改善の措置を講じた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

その他、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対処されたい。

〈商工振興課〉

○高島市OBC高島後援会運営費等補助金について

補助対象経費として、前年度3月中に使用し、4月以降に支払いを行った球場等の利用料が含まれていたが、これらについては前年度分となるため補助対象外として処理する必要がある。

今後は、慎重に確認を行い、適正な補助金執行を徹底されたい。

〈環境政策課〉

○高島市事業所用生ごみ処理機導入事業費補助金について

当該補助金を活用して事業所が購入した生ごみ処理機については、高島市事業

所用生ごみ処理機導入事業費補助金交付要綱第10条第1項において、設置した翌年度から5年間、事業所用生ごみ処理機利用報告書を提出しなければならないとされているが、令和6年度分が未提出であった。

今後は、補助金交付要綱の規定に則り、適正な事務処理を徹底されたい。

〈今津支所、高島支所、市民協働課〉

○みんなで創るまちづくり交付金の各種団体への補助、助成について

区・自治会内の各種団体（子ども会、老人クラブ等）への補助、助成を交付金対象とする場合、活動状況がわかる明細書（一覧表）や領収書が必要となっており、実績報告書を確認したところ、領収書については各種団体が区・自治会長あてに発行した領収書が添付されていた。

事務の手引きでは、飲食費や役員報酬などは交付金対象外となっており、この領収書ではその確認が出来ないものであり、他支所で同様の事例では、各種団体が執行した領収書がすべて添付されている。

今後は、必要な添付書類について整理を行うとともに、手引き等において明確に示されたい。

〈新旭振興室、朽木支所〉

○みんなで創るまちづくり交付金の広報誌等配布割について

事務の手引きによると、広報誌等配布従事者への謝礼に交付金を充当する場合は、「広報誌等配布割」の額が上限額となっているが、実績報告書を確認すると謝礼の金額が「広報誌等配布割」額を超過しているものが見受けられた。チェック様式の変更も含めて確認体制を徹底されたい。

〈文化財課〉

○文化振興団体の育成支援補助金の実績について

針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会からの実績報告書に添付されている領収書のあて名が空白のものが複数見受けられた。協議会あてに発行された領収書とわかるよう整理が必要であり、指導およびチェックを徹底されたい。

〈契約事務を行う全部署、契約検査課、人事課〉

○変更契約・理由について

工事請負契約や業務委託契約等に係る変更契約は、発注時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合にのみ行い得るものと解する。しかしながら、監査の過程において予見が可能であったと思われる事例が複数見受けられた。加えて、変更の理由が正確性を欠く事例も見受けられた。

については、事前調査や設計段階において、専門職による設計内容の確認手順を追加するなど、設計図書の精度を上げる対策を検討し、より正確な業務発注とな

るよう努められたい。

また、変更契約の理由書には、やむを得ず変更が必要となった理由を、明確に記載されたい。

併せて、工事契約関係業務等は極めて専門性が高いなかで、不慣れな職員が担当となることも考えられるため、契約事務全般にわたる研修の定期的な実施や、実務における管理部署等によるサポート体制の充実を図られたい。

なお、監査の期間中明らかとなった工事請負変更契約にかかる不適切な事務処理については、職員一人一人の関係法令や規程の認識不足および法令遵守意識の欠如はもとより、組織としてのチェック体制が有効に機能していなかったものと考えられる。現在、既に再発防止策を取りまとめて実行されているところであるが、事案の重大性に鑑み、事務上のリスクを識別・評価し、その対応策を講じる、いわゆる内部統制システムの確立に向け必要な検討を行うとともに、改めて法令遵守の徹底を図られたい。

〈農業政策課〉

○指定管理者が行う管理運営業務に関する事務執行について

高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例において、指定管理者は毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出しなければならないとされており、高島市朽木針畑ルネッサンスセンターの管理運営に関する基本協定書第26条においては、毎年度、管理運営状況等の評価をすることとなっている。しかしながら定期監査資料作成基準日の令和7年11月30日時点において、書類が未提出であること、および評価が出来ていないことが判明した。

事業報告および評価は、指定管理業務の適正な執行の管理と、改善にあたっての重要なプロセスであることから、遅延なく適正に事務を執行されたい。

以 上